

「不自由」展 暴力に屈することなく

写真は毎日 10 日朝刊 1 面トップと社会面の一部。1 面リードから一企画展「表現の不自由かんさい」の会場に予定されていた大阪府立施設の利用承認が取り消された問題で、大阪地裁は 9 日、実行委員会に会場の利用を認める決定を出した。森鍵一裁判長は、会場の安全を脅かす具体的な危険が認められないとした上で、「正当な理由がない拒否は憲法の保障する表現の自由の不当な制限につながる」と判断した。施設側の処分を執行停止するこの決定は即座に効力を持つため、企画展の開催は一転して法的に可能になった。



実行委側の代理人弁護士は決定後、大阪市内で記者会見(写真)。「表現の自由を正面からとらえて判断したことを高く評価したい」と述べ、主張を認めた決定を歓迎した。名古屋市の企画展では 8 日、会場宛てに郵便物が届き、職員が開封すると爆竹のようなものが破裂。施設を所有する市は「安全を確保する」として施設を臨時休館し、企画展は事実上の閉幕に追い込まれた。



代理人弁護士は「卑劣な行為は糾弾されるべきだ」と非難し、「決定は名古屋の事件を踏まえ、明白な危険は認められないと認定している。表現の自由という憲法の重要性に鑑みて判断したと思っている」と指摘した。府立労働センターの指定管理者に対しては「表現の自由を守るため『行政側は暴力に屈してはならない』という裁判所の強いメッセージだ。決定を真摯に受け止めて対応してほしい」と述べ、開催に向けて協議に応じるよう求めた。

朝日 10 日社説も次のように指摘する。「表現の不自由展・その後」をめぐる、許し難い蛮行と評価すべき動きの二つが続いた。名古屋の蛮行と大阪地裁の決定である。地裁は、集会の自由や表現の自由の大切さを説いたうえで、「施設側が利用を拒めるのは、警察の適切な警備などによってもなお混乱を防げないなど特別な事情がある場合に限られる」と指摘。名古屋の事件にも触れつつ、大阪展について具体的な危険性があるとまでは言えないと結論づけた。同様のケースで最高裁が示した考えを踏まえ、説得力に富む内容だ。

施設側は上訴する構えだが、自由な展示を保証するために何をすべきか熟考してほしい。民主社会を守る側に立つか、結果として壊す側に手を貸すか。「公」が担うべき役割は何か。自治体の姿勢が問われる。

まさに大阪府、吉村知事の姿勢が問われる。吉村知事の記者会見での発言は、表現の自由、民主社会を壊す側に手を貸すものと言わざるをえない。猛省を促したい。

(2021 年 7 月 12 日)